

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和6年10月11日

「第257回埼玉県都市計画審議会」を開催します

(同時発表：埼玉県建設専門紙記者会)

埼玉県では、第257回埼玉県都市計画審議会を開催します。

「坂戸都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など計4議案を審議します。

● 「第257回埼玉県都市計画審議会」の概要

- 1 日時** 令和6年10月22日（火） 午前10時から
- 2 場所** ロイヤルパインズホテル浦和 3階 プラチナルーム
さいたま市浦和区仲町2-5-1
電話 048-827-1111
- 3 議題** 「第257回埼玉県都市計画審議会案件一覧表」のとおり
(議第5352号から議第5354号、他1議案の計4議案)
- 4 傍聴可否** 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案等については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 5 傍聴定員** (1) 会場傍聴10名 (2) オンライン傍聴20名
- 6 受付方法** (1) 会場傍聴
傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(ロイヤルパインズホテル浦和2階 こぶしの間)へお越しください。
なお、会場傍聴希望者が定員(10名)を超えた場合は、開会の30分前に抽選を行います。
- (2) オンライン傍聴
傍聴要領(オンライン)を確認の上、オンライン傍聴申込書を令和6年10月18日(金)までに次のメールアドレスにEメールでご提出ください。 <申込書提出先 a5330-23@pref.saitama.lg.jp>
なお、オンライン傍聴は先着順となるため定員(20名)を超えた場合はオンライン傍聴ができません。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。
本審議会では、土地利用や都市施設の配置、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

7 問い合わせ先

埼玉県都市整備部 都市計画課 総務・企画・景観・屋外広告物担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-5335 (直通)

mail a5330-23@pref.saitama.lg.jp

第 2 5 7 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案 番号	議 案 名	市町村	決定(許可) 権者
5352	坂戸都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	坂戸市 鶴ヶ島市	県
5353	坂戸都市計画 区域区分の変更について	坂戸市 鶴ヶ島市	県
5354	坂戸都市計画下水道の変更について	坂戸市 鶴ヶ島市	県
その他の 議案	新たな「まちづくり埼玉プラン」の基本方向に関する調査検討について	—	—

※各議案の概要は別添のとおりです。